

居宅介護支援 介護予防支援 地域包括支援センター



令和7年度

沖縄県介護保険広域連合 集団指導



今回の内容について

- 令和6年度報酬改定の主な事項
- よくあるお問合せ
- 運営指導における主な指摘事項



令和6年度報酬改定の主な事項



令和6年度 介護報酬改定の主な事項

- (1) 業務継続計画未策定減算の導入
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化
- (5) 書面掲示規制の見直し(ウェブサイトへの掲載)



(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【**全サービス**（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 **(新設)**

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 **(新設)**
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ **令和7年3月31日まで**の間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。



(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

概要

【**全サービス**（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（**新設**）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（**新設**）
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



(3) 身体的拘束等の適正化の推進

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、**居宅介護支援★**】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び**居宅介護支援**の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。



(4)管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】



(5)「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）



介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ

お知らせ

[WAMNETからアクセスいただいた方へ](#)

介護サービス情報公表システムと旧WAMNETは別制度の事業であるため、提供機能や公表対象事業所などの内容が異なります。以下にその例をお示しします。

- CSVデータダウンロード機能：本システムにはCSVデータダウンロード機能はございません。
- 介護予防支援事業所の詳細情報の検索：本システムでは、介護予防支援事業所は公表対象となっておりません。

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 公表されている生活関連情報について

▶ サービス付き高齢者向け住宅について

北海道
青森
秋田 岩手
山形 宮城
福島
新潟
石川 富山
福井 長野 群馬 栃木 茨城
山梨 埼玉 千葉
京都 滋賀 岐阜
大阪 奈良 愛知 静岡 神奈川 東京
和歌山 三重
愛媛 香川
山口 島根 鳥取 兵庫
佐賀 福岡
長崎 大分
熊本 宮崎
沖縄

よくあるお問い合わせ



よくあるお問い合わせ 変更届の様式および提出方法について

◆変更届の様式は？

申請書等について、押印は必要ありません。

提出方法は、原則 電子申請届出システムで手続きをお願いします。

→広域連合のホームページ上 **指導係**のページに掲載しております。
(郵送の場合)

HP [居宅介護支援事業に係る各種申請・届出書について | 沖縄県介護保険広域連合](#)

(広域連合ホームページ)

沖縄県介護保険広域連合

文字サイズ 小 中 大 背景色 黒 青 白 ふりがな 読み上げ

サイトマップ 指導係への申請書

組織の案内 介護保険と 広域連合情報 関連行政機関

新着情報

2025年02月05日	令和7年度沖縄県介護保険広域連合員選考の実施について
2025年01月30日	介護事業所における資格要件・運営基準一覧表
2025年01月27日	等

このおける取り組み実践事

について 沖縄県介護保険広域連合構成市町村で行われてい 様々な取り組みをご紹介します。

申請書様式の場合が探せない場合は、サイトマップで「変更届」と検索してください

原則電子申請にて届出をお願いします。

※IDの取得が必要なため時間がかかります。

gBizIDの取得について

電子申請・届出システムを利用するには「gBizIDプライム」を取得する必要があります。

申請はこちらから

<https://gbiz-id.go.jp/>

インターネット
gBizID申請ページ



手続に必要なもの

- 印鑑証明書
- 登録印
- 申請用端末(PCなど) メールアドレス
- SMS受信用のスマートフォンor携帯電話



よくあるお問い合わせ 居宅サービス計画書への同意について

◆利用者から居宅サービス計画書への同意を得る際の方法について

→押印を必須としておりません。

居宅サービス計画書第1表には、下記のいずれかを求めて下さい。

- ①本人による自署
- ②やむを得ず代筆者が記入する際は
代筆者による本人の氏名および代筆者の氏名と続柄
- ③記名押印(本人印)



◆居宅サービス計画書第6表から「利用者確認」の欄がなくなっているが、利用者へ第6表を交付する際、押印・サインを求めなくてよいのか？

→現在はいずれも必須としておりません。従来どおり利用者に内容を確認してもらい、説明し同意を得て交付をした旨を支援経過に必ず記載してください。

また、広域以外の利用者がある場合は、それぞれの保険者に確認をお願いします。



よくあるお問合せ 特定事業所加算の研修等の内容



算定要件	(I)	(II)	()	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること				
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。				
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること				
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと</u>			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> （居宅介護支援費（II）を算定している場合は <u>50名未満</u> ）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

算定要件の(8)にて記載されている研修等について 青本P859

よくあるお問合せ 特定事業所加算の研修等の内容

1	老老介護	16	精神疾患
2	サービス拒否	17	ひきこもり
3	遠距離介護	18	生活困窮世帯
4	男性介護者	19	介護虐待
5	苦情、クレーム	20	消費者トラブル
6	介護離職	21	軽犯罪高齢者
7	障害児・者と同居している高齢者	22	ヤングケアラー
8	移動困難	23	過疎地域
9	買い物弱者	24	災害弱者
10	高齢者ドライバー	25	居住系施設
11	交通トラブル	26	【介護予防】転倒・骨折、関節疾患
12	近隣トラブル	27	【介護予防】低栄養・脱水
13	ゴミ屋敷	28	【介護予防】高次脳機能障害
14	認知症	29	【介護予防】経度認知障害
15	若年性認知症	30	【介護予防】閉じこもり高齢者



運営指導で多い指摘事項



運営指導で多い指摘事項 令和6年度 運営指導実績

運営指導事業所数	指定事業所数
25	133

※ 令和7年3月31日時点 休止中は含まず

・指定更新期限前および開所から2年以上の事業所を対象
【令和6年度 運営指導での指摘事項】

- ①市町村の連絡先の相違
- ②高齢者虐待防止措置の未実施
- ③居宅介護支援費Ⅱ
- ④特定集中減算について
- ⑤個人情報同意について

他に 業務継続未策定や報酬単位の相違がありました。



運営指導で多い指摘事項 市町村等の連絡先について

課名変更など市町村の連絡先に相違があったり、対象地域の市町村の連絡先がない場合があります。

沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係 098-911-7502

沖縄県国保連合会介護サービス苦情処理相談窓口 098-860-9026

●各市町村へのお問い合わせは

構成市町村	担当課名	電話番号	構成市町村	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765	中城村	福祉課	098-895-1738
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	西原町	福祉課	098-945-4791
東村	福祉保健課	0980-43-2202	豊見城市	障がい長寿課	098-856-4292
今帰仁村	健康づくり推進課	0980-56-4189	八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
本部町	福祉課	0980-47-2165	南城市	生きがい推進課	098-917-5341
恩納村	福祉課	098-966-1207	与那原町	福祉課	098-945-1525
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	南風原町	保健福祉課	098-889-4416
金武町	保健福祉課	098-968-5933	久米島町	福祉課	098-985-7124
伊江村	住民課	0980-49-2002	渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	座間味村	住民課	098-896-4045
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	粟国村	民生課	098-988-2017
読谷村	福祉課	098-982-9209	渡名喜村	民生課	098-989-2317
嘉手納町	福祉課	098-956-1111	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北谷町	福祉課	098-936-1234	北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055
北中城村	福祉課	098-935-2263			



運営指導で多い指摘事項 高齢者虐待防止措置について

◎虐待防止措置を実施しているが、運営規程や重要事項説明への記載がないケースがありますので、確認をお願いします。

(令和6年4月より、高齢者虐待の防止措置が義務化)

委員会の設置、指針の策定、担当者
を決める、訓練の実施

+

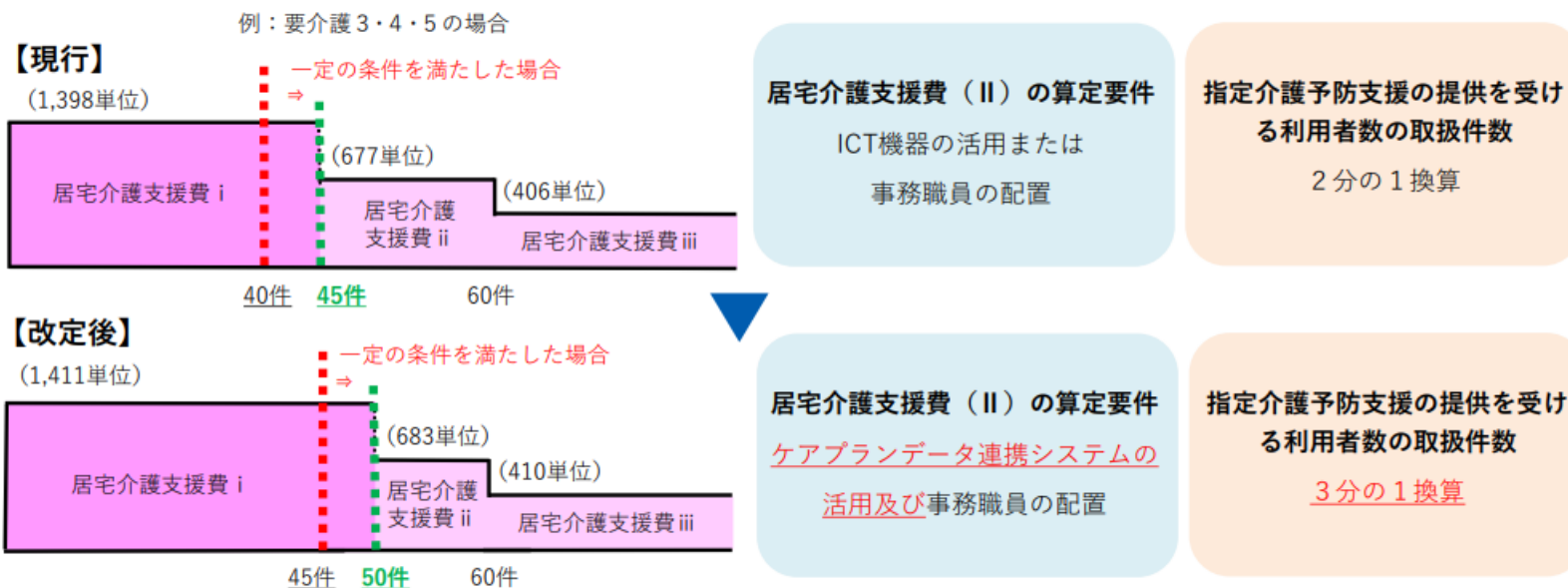
運営規程および重要事項説明に虐待防止のための措置に関する記載



運営指導で多い指摘事項 居宅介護支援費Ⅱについて

3.(3) ⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <p>ア 居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。</p> <p>イ 居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ)の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅱ)の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。</p> <p>ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。</p>	



◎上記のように、令和6年4月より居宅介護支援費Ⅱの算定要件の変更がありました。

◎ケアプランデータ連携システムについて認識の相違があるケースがあります。

他保険者では遡及して減算となった事例もありますので注意してください。

◎また、ケアプランデータ連携システムを利用申請し、ソフトを**インストール**している必要があることにも注意してください。

従来の
情報通信機器

≠

ケアプラン
データ連携シ
ステム



居宅介護支援の提供の開始時に説明を行う前6月の居宅サービス計画の割合等について、その時点から直近6か月の居宅サービス計画を集計した資料で説明されている事業所がありますが、解釈通知によると、次の期間において作成された居宅サービス計画を対象としています。

① 前期(3月1日から8月末) ② 後期(9月1日から2月末)

説明を行う際に用いるのは、直近の①もしくは②の期間のものです。

例 令和6年4月 契約 ②の後期を使用

☆特定事業所集中減算にかかると書類の提出に関して(毎年3月、9月)

最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅介護サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて**80%を超えた場合**、**理由書を付して**広域連合へ提出してください。(新規指定、休止で営業期間が6月に満たない場合も同様に提出することとします。)

例 令和7年1月 提供開始の場合 ②の後期から提出が必要



運営指導で多い指摘事項 個人情報同意について

◎個人情報の同意を得る際、家族の同意がとられていないケースがあります。

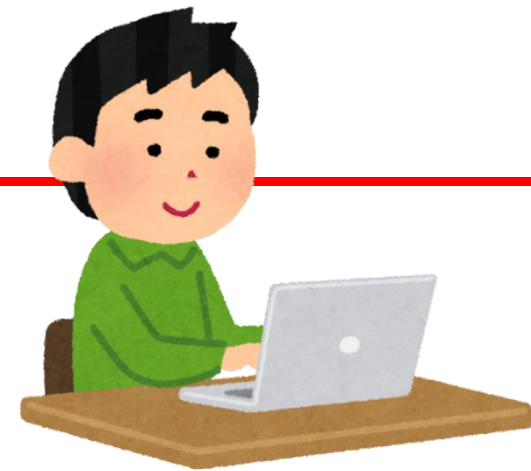
サービス担当者会議等においては利用者本人の同意だけでなく、家族の個人情報も共有するため、家族からの同意も得る必要があります。



個人情報の同意書において、本人、家族、代理人(本人、家族もしくは代理人)の欄をあらかじめ作成をお願いします。



受講終了後について



受講報告をお願いします。

受講報告は、集団指導案内のメール、ホームページに記載しているURLから回答フォームにお進みください。

URL→<https://forms.gle/WnRevdsy9AHsRFto8>

受講報告期限 12月19日(金)まで

